公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年９月４日

東御市長　花　岡　利　夫

１　入札に付する工事名及び工事概要

(1) 工事名：社会資本整備総合交付金事業　東部地区下水道管渠接続（滋野区域）工事

(2) 工事場所：東御市　滋野

(3) 工事番号：31-般-43

(4) 工期：契約締結の日から令和２年３月15日まで

(5) 工事概要：施工延長 L=96.9m（PRP 管Φ200mm L=93.1m、割込２号ﾏﾝﾎｰﾙ１基、新規１号ﾏﾝﾎｰﾙ３基、分水ゲート２門、汚水仮設切回し工一式）

(6) 最低制限価格：設定あり

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項又は東御市財務規則（平成 16 年東御市規則第 36 号）第 104 条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 東御市が付与した平成 31・32 年度入札参加資格の土木工事業の格付けがＡ級又はＢ級の者。

(3) 東御市内に本社・本店、支店又は営業所を有する者。

(4) 東御市が付与した平成 31・32 年度入札参加資格の新客観点数が 30 点以上の者。

(5) 土木工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する特定建設業許可又は一般建設業許可を有している者。

なお、下請金額の総額が 4,000 万円以上となる場合には、土木工事業に係る特定建設業許可を有している者。

(6) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。

なお、下請金額の総額が 4,000 万円以上となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。

(7) 配置する技術者は、本工事の入札参加資格確認書提出日以前に３か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

(8) 他の工事を受注したことにより配置技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに辞退届を提出することができる者であること。

(9) 東御市事後審査型一般競争入札の試行に関する要綱（平成 20 年東御市告示第９号）第４条第１項各号に該当する者であること。

(10) 東御市事後審査型一般競争入札の試行に関する要綱第４条第４項及び第５項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

３　設計書、共通仕様書及び特記仕様書を示す方法

金抜設計書及び設計図面は、東御市公式ホームページ（以下「東御市ＨＰ」という。）からダウンロードすることができます。

4　質問の受付及び回答

(1) 質問の受付　令和元年９月４日（水）午前８時30分から同月９日（月）午後５時15分まで（その期間中の午後５時15分から翌日午前８時30分までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の期間を除く。）の間に、指定用紙（東御市ＨＰからダウンロードできます。）で総務課契約財産係へ提出してください。

なお、提出方法は指定用紙を FAX（0268-63-5431）で提出し、電話で提出の旨を連絡してください。

(2) 質問への回答　東御市ＨＰに随時掲載します。なお、質問内容により回答の閲覧（東御市ＨＰへの掲載）に日数がかかる場合があります。

5　入札書等の提出方法並びに入札の執行及び開札

(1) 入札書等の提出方法

ア　東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札の試行に関する要綱（平成 20 年東御市告示第10号）の規定を踏まえて提出してください。

イ　入札書に記載する日付は、投函日としてください。

ウ　入札書と一緒に内訳書を同封してください。内訳書の作成については「工事費内訳書の作成にあっての注意事項」を確認してください。

エ　入札書は、令和元年９月 17 日（火）から同月 18 日（水）までの間に、一般書留郵便又は簡易書留郵便として次のとおり郵送してください。

(ｱ) 封筒表面には、次のとおり記載してください。なお、郵送先住所の記載は不要です。

郵便番号　　389-0599

日本郵便株式会社東御郵便局留　東御市役所総務部総務課契約財産係あて

開 札 日　　令和元年９月 20 日（金）

工事番号　　31-般-43

工 事 名　　社会資本整備総合交付金事業　東部地区下水道管渠接続（滋野区域）工事

(ｲ) 封筒裏面には、入札者の郵便番号、名称又は氏名、住所及び電話番号を記載してください。

(ｳ) 封筒の大きさは、長形３号までとし、平成31・32年度東御市入札参加資格審査申請で提出した使用印鑑届の代表者印により、封筒裏面の封じ目、上下１か所ずつに封印をしてください。

(2)　入札の執行

ア　東御市事後審査型一般競争入札の試行に関する要綱に基づき行います。

イ　価格の総額について行います。なお、落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって、落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるのかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3)　開札

ア　令和元年９月 20 日（金）午前９時 00 分から、東御市役所本館２階全員協議会室において開札を行います。

イ　入札書を郵送した者は、必要に応じ、開札への立ち会いができます。

6　入札書の不受理及び無効

(1)　消印が令和元年９月 17 日（火）から同月 18 日（水）までの範囲にない入札書及び令和元年９

月 19 日（木）午前９時までに日本郵便株式会社東御郵便局に到着していない入札書は、受理しません。

(2) 東御市建設工事等入札契約事務処理規程（平成 16 年東御市訓令第 32 号）別記第７条の規定に該当する入札及び東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札の試行に関する要綱第９条の規定に該当する入札書は、無効とします。

(3) 提出された内訳書について審査項目に従い審査した結果、不備があった場合は、その者の入札を無効とします。

7　落札の決定及び入札参加資格要件の審査

(1) 入札参加資格要件の審査及び落札者の決定は、開札後に行います。

(2) 落札候補者は、審査資料の提出を求められた日から３日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）の日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、次に掲げる書類を、総務課契約財産係へ持参してください。

ア　事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

イ　配置技術者に関する書類（原則として、配置技術者は契約の際に変更できません。）

ウ　資格等の写し（配置技術者が監理技術者の場合は「監理技術者資格者証」の写し（表・裏）等）

エ　技術者の恒常的雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し等）

オ　その他市長が必要の都度、指示する書類

※　書類は一括して袋とじし、押印のうえ提出してください。

(3) 入札参加資格要件の審査は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）以下で最低制限価格以上の範囲内で最低価格提示者から順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者１者が確認できるまで繰り返し行います。

(4) 入札参加資格要件の審査は、審査書類の提出があった日から３日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）に行います。

(5) 審査を行い、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、通知します。

8　入札保証金、支払条件及び契約保証金

(1) 入札保証金　入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の５％とし、納付は免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。

(2) 支払条件

ア　前払金

請負代金額の４割の範囲内で前金払することができます。（上限１億円）

イ　中間前払金

請負代金額の２割の範囲内で中間前金払することができます。（上限５千万円）

ウ　部分払

原則として、東御市財務規則第137条の規定による回数の範囲内で部分払することができます。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証

9　その他注意事項

東御市事後審査型一般競争入札の試行に関する要綱及び東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札の試行に関する要綱に留意してください。

10　入札事務に関する問合せ先

東御市総務部総務課契約財産係

電話 0268-64-5805（直通）

FAX　0268-63-5431